

第165回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年10月18日（金）午後2時00分
 2 開会の日時 令和6年10月18日（金）午後1時56分
 3 閉会の日時 令和6年10月18日（金）午後2時45分
 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 岡山市勤労者福祉センター 4階大会議室
 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
 出席12名 欠席5名

| 議席番号 | 氏 名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠の別 |
|------|--------|------|------|--------|------|
| 1 | 秋山 幸江 | 欠席 | 職務代理 | 小橋 久宣 | 出席 |
| 2 | 荒井 隆文 | 出席 | 1 1 | 小林 弘幸 | 出席 |
| 3 | 板野 元次 | 出席 | 1 2 | 佐藤 卓司 | 出席 |
| 4 | 浦上 和己 | 欠席 | 1 3 | 真田 明彦 | 出席 |
| 5 | 遠藤 康二 | 出席 | 1 4 | 丹原 昭二 | 出席 |
| 6 | 賀門 義和 | 欠席 | 1 5 | 長瀬 孝司 | 欠席 |
| 7 | 國定 豪 | 出席 | 1 6 | 三垣 千秋 | 出席 |
| 8 | 久山 優 | 欠席 | 1 7 | 和田 修一郎 | 出席 |
| 会長 | 黒田 栄三郎 | 出席 | | | |

- 6 事務局出席者
 事務局：担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏
 7 傍聴者 0名
 8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
 (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
 (9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
 (10) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定・期間借地）
 (11) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の転貸・期間借地）
 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について
- (6) 転用事業計画変更承認届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 7番 國定 豪 11番 小林 弘幸

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第165回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。7番、國定委員 11番、小林委員 にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

まず、9月議案につき訂正があります。資料でもお配りしておりますが、第1号議案の申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団へ所有権を移転する案件について記入漏れがあり、1件追加となります。

次に10月議案の訂正があります。

4ページ21番は、10a当たりの価格の訂正があります。

7ページ8番は農地の所在の欄に訂正があります。

また、先月許可の議決をした南区西七区の農地改良を目的とする4条申請、南区北浦の露天資材置場・露天駐車場を転用目的とする5条申請は、面積が3,000m²を超えていましたので、9月30日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申があり、許可指令書を交付しております。

議長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ1番、受人は北区兵团に居住し、新規農により畑鮎の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は北区玉柏に居住し、約1.9haの農地を耕作する農業者で、増反により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は北区玉柏に居住し、受贈により兄所有の玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は北区横尾に居住し、約9.9aの農地を耕作する農業者で、増反により横尾の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は北区松尾に居住し、約2.4aの農地を耕作する農業者で、受贈により松尾の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は北区松尾に居住し、約1.4haの農地を耕作する農業者で、受贈により松尾の田と畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は北区芳賀に居住し、約1.1haの農地を耕作していますが、増反により佐山の畠に10年間賃貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ8番、受人は北区西辛川に居住し、新規農により西辛川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は南区豊成に居住し、約8.9aの農地を耕作する農業者で、受贈により七日市西町の畠の持分を移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、受人は中区藤原光町に居住し、新規農により下牧の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

11番から13番までは受人が同一で同時申請のため、まとめて説明します。

受人は北区尾上に事務所を置き、約2.9haの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

中・中央地区協議会で、1番から13番までの13件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

- 田尾係長 3ページ14番、受人は北区吉に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する農業者で、増反により足守の畑を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 15番、受人は北区栗井に居住し、新規農により栗井の畑を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 遠藤委員 北・吉備地区協議会で、14番と15番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 3ページ16番、受人は建部町中田に居住し、約57a耕作する介護士兼農業者で、増反により建部町品田の田畑を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 17番、受人は建部町下神目に居住し、新規農により建部町下神目の畑を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 18番、受人は建部町土師方に居住し、約1.8ha耕作する農業者で、増反により建部町土師方の田畑を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 佐藤委員 御津・建部地区協議会で、16番から18番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。
- 逢坂課長補佐 3ページ19番、受人は小串に居住し、世帯で約27aの農地を耕作する農業者で、受贈により小串の畑を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 4ページ20番、受人は藤田に居住し、曾根に拠点を置く公務員で、新規農により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は箕島に居住する会社員で、新規農により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は中畦に居住し、世帯で約2.3haの農地を耕作する会社役員兼農業者で、増反により中畦の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は北区高柳西町に居住し、世帯で約4.5haの農地を耕作する農業者で、遺言により藤田の田を叔父から甥へ所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、19番から23番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)については、中・中央地区1番から南区23番までの23件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5ページ1番、本件は令和6年4月19日付公告の農振除外済の案件です。転用目的は農家住宅で、5条申請3番と同時申請で同一地です。

申請人は北区白石東新町の借家に申請人と妻の2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、申請人及び申請人の家族が耕作している農地の近くの申請地に5条申請の妻と共同で農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha以上の1種農地と判断されますが、集落接続があり、自己所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（2）は、中・中央地区1番の1件ですが、許可と決定してよろしいか。

議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 6ページ1番、本件は令和6年4月19日付公告の農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、北区横井上の借家に申請人と妻と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区高柳東町の借家に申請人ら2人で生活していますが、出産の予定があり手狭になることから、申請人（夫）の勤務先に現住居より近く、申請人（妻）の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、4条申請1番と同一地です。

申請人は渡人の妻で、渡人と共同で農家住宅を建築しようとするものです。その他の説明は4条申請で説明したとおりですので省略します。

4番、転用目的を露天資材置場及び露天駐車場とする原形復旧の一時転用です。転用期間は令和6年10月20日から令和7年1月30日までです。

申請人は、北区大窪に本店を置き、建設業を主な事業とする法人です。公共工事を施工するにあたり、資材置場及び工事車両の駐車場が無いため、施工場所に近い申請地に賃貸借権を設定し、露天資材置場及び露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番と6番は同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

5番、申請人らは北区花尻ききょう町の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人（夫）の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は北区横井上の借家に申請人と夫の2人で生活していますが、

家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から6番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区的説明をお願いします。

田尾係長 7ページ7番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は広島県福山市の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、両親及び祖父母の住居に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己専用住宅です。申請人は都窪郡早島町の借家に家族3人で生活していますが、子の出生に伴い、手狭となったことから、夫の実家及び勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、7番と8番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区的説明をお願いします。

田尾係長 7ページ9番から12番までは同一業者で関連がありますので、併せて説明します。

すべて原形復旧をする一時転用で、目的は仮設用地です。一時転用期間は、令和6年11月1日から令和7年3月31日までです。

申請人は、広島市に本店を置き、岡山市南区内で主に電気工事や電気通信工事の事業を営んでいますが、送電線鉄塔の撤去に伴う作業用地及び運搬ルートを構築するため、申請地を仮設用地として一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地が含まれますが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・

被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で，9番から12番までの4件について協議したところ，事務局説明のとおりで，いずれも許可意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん，何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 7ページ13番，前回，総会までに有効な資金証明書の提出が無かつたため，保留となった案件ですが，10月9日付で資金証明書の提出があつたため，再度審議するものです。

申請人らは新保の借家に夫婦と子ども二人で生活していますが，家財道具が増え，手狭になったため，夫の実家に近くなる申請地の所有権を取得して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ14番から19番までは同時申請で同じ地域のため，まとめて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅です。

14番，申請人は北区大供二丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，夫婦の職場に近い申請地の所有権を取得し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番，申請人は都窪郡早島町前潟の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，現住居から近く，生活環境の変わらない申請地の所有権を取得し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番，申請人は箕島の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，現住居から近く，生活環境の変わらない申請地の所有権を取得し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番，申請人は泉田の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，夫の実家に近い申請地の所有権を取得し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番，申請人は北区下中野の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，夫の実家及び妻の職場に近い申請地の所有権を取得し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番，申請人は北区東古松の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，夫婦の職場に近い申請地の所有権を取得し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は箕島駅から500m内の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は倉敷市中島の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は露天資材置場・露天駐車場で、現在一時転用中です。

申請人は藤田に事務所を置き、鉄工所を営む法人ですが、業績好調により、資材搬送車両の駐車場及び、資材置場が不足するようになったため、会社近隣の申請地を露天資材置場・露天駐車場として一時転用許可を受け使用していましたが、同様の理由で今後も使用するため、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、転用する法人の代表とその親族が所有し、集落に接続した土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ22番、本件は令和6年4月19日付で農振除外公告済みの案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区今保の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に隣接し、妻の祖父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、申請人は西市の借家に夫婦と子ども二人で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったため、夫婦の職場に近くなる申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員　　南区協議会で、13番から23番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(3)については、1番から23番までの23件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- 議長 次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願ひします。
- 逢坂課長補佐 11ページ1番、当初計画者は自己専用住宅を転用目的として許可を受けましたが、受人の都合により、自己専用住宅の建設を断念したため、転用者を変更しようとするものです。
- 承継者らは北区平野の借家に夫婦と子どもで生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は、福田地域センターから半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 國定委員 南区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは申請等（4）については、南区1番の1件ですが、承認と決定してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に、申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
- 田尾係長 12ページ1番から18ページ28番までの28件で、すべて相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。
- 各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（5）については、28件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（6）所有権の移転、（7）利用権の設定、（8）利用権の設定及び転貸（てんたい）、（9）利用権の移転、（10）利用権の設定・期間借地、（11）利用権の転貸（てんたい）・期間借地を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。
- 田尾係長 本年8月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。
- まず、（6）所有権の移転は、1ページ中・中央地区1番から2ページ南区2番までの4件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、南区1番は所有者から財団への所有権移転、残る3件は財団から耕作者への所有権移転です。

次に、(7) 利用権の設定は、3ページ中・中央地区1番から27ページ南区148番まで、(8) 利用権の設定及び転貸は、28ページ中・中央地区1番から47ページ南区13番まで、(9) 利用権の移転は、48ページ中・中央地区1番から49ページ南区5番まで、(10) 利用権の設定・期間借地は、50ページ南区1番、(11) 利用権の転貸・期間借地は、51ページ南区1番です。

(7) から(9)までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計、第一農業委員会の集計、各地区ごとの集計となっています。第一農業委員会の集計は、2ページに記載がありますが、件数は全体で281件、その内、新規134件、更新147件で、利用権の設定にかかる面積の合計が1,054,624.0m²、利用権の移転にかかる面積の合計が40,452.00m²、利用権の転貸にかかる面積の合計が308,875.00m²となっています。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

| | |
|----|--|
| 議長 | ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。 |
| 全員 | 異議なし。 |
| 議長 | それでは、申請等(6)から(11)までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 全員 | 異議なし。 |
| 議長 | それでは、そのように決定いたします。 |

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、19ページ1番から3番までの3件で、転用目的は、敷地拡張1件、貸診療所・貸店舗(ドラッグストア)1件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、20ページ1番から8番までの8件で、転用目的は、露天駐車場3件、自己住宅敷地1件、分譲宅地2件、住宅建築(是正)1件、露天資材置場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、21ページ1番から4番までの4件で、解約理由は耕作目的4件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、22ページ1番から4番までの4件で、内容は、農業用倉庫兼車庫1件、農業用作業場・農業用車両置場1件、農業用倉庫(パイプハウス)1件、農業用通路1件です。

報告(5) 農地改良届については、23ページ1番および2番の2件で、内容は果樹園1件、普通野菜畑1件です。

報告(6) 転用事業計画変更承認届については、24ページ1番の1件で、自己専用住宅の建築について、転用者を変更するものです。

| | |
|----|---|
| 議長 | これらの報告について、ご質問等はありますか。 |
| 全員 | ありません。 |
| 議長 | それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。 |

事務局 第2号議案を説明
議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。
事務局 次回総会予定（11月18日（月）市役所7階大会議室）
職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時45分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員